

静岡県告示第175号

静岡県マリーナ建設事業に関する指導要綱（昭和63年静岡県告示第555号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月12日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>別表（略）</p> <p>マリーナ建設事業に関する基準</p> <p>第1 立地基準</p> <p>次に掲げる区域に立地するものでないこと。</p> <p>(1) <u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域のうち漁船の利用又は漁港機能の保持に支障があると認められる区域</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>(4) <u>水産資源保護法</u>（昭和26年法律第313号）<u>第14条</u>の規定により指定された保護水面の区域</p> <p>(5)・(6)（略）</p> <p>(7) <u>自然公園法</u>（昭和32年法律第161号）第21条第1項の規定により指定された特別保護地区、<u>自然公園法施行規則</u>（昭和32年厚生省令第41号）<u>第9条の2第1号</u>に規定する第1種特別地域（<u>自然公園法第2条第6号の公園事業</u>により施行する区域を除く。）及び静岡県立自然公園条例施行規則（昭和36年静岡県規則第49号）<u>第12条の2第1号</u>に規定する第1種特別地域（静岡県立自然公園条例（昭和36年静岡県条例第53号）第2条第3号の公園事業により施行する区域を除く。）</p> <p>(8)～(12)（略）</p>	<p>別表（略）</p> <p>マリーナ建設事業に関する基準</p> <p>第1 立地基準</p> <p>次に掲げる区域に立地するものでないこと。</p> <p>(1) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域のうち漁船の利用又は漁港機能の保持に支障があると認められる区域</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>(4) <u>水産資源保護法</u>（昭和26年法律第313号）<u>第17条</u>の規定により指定された保護水面の区域</p> <p>(5)・(6)（略）</p> <p>(7) <u>自然公園法</u>（昭和32年法律第161号）第21条第1項の規定により指定された特別保護地区、<u>自然公園法施行規則</u>（昭和32年厚生省令第41号）<u>第9条の12第1号</u>に規定する第1種特別地域（<u>自然公園法第2条第6号の公園事業</u>により施行する区域を除く。）及び静岡県立自然公園条例施行規則（昭和36年静岡県規則第49号）<u>第12条の4第1号</u>に規定する第1種特別地域（静岡県立自然公園条例（昭和36年静岡県条例第53号）第2条第3号の公園事業により施行する区域を除く。）</p> <p>(8)～(12)（略）</p>

(13) 農地の転用が農地法（昭和27年法律第229号）第4条第2項各号のいずれかに該当する場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）における当該転用に係る農地又は農地若しくは採草放牧地の転用が同法第5条第2項各号のいずれかに該当する場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）における当該転用に係る農地若しくは採草放牧地

(14)～(16) (略)

第2 計画基準

1 (略)

2 マリーナの施設のうち、港湾法第56条の2の2に規定する施設は、港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成19年国土交通省令第15号）に定める技術上の基準に適合するよう計画されていること。ただし、漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設は、同法第6条の2第1項に規定する漁港漁場整備基本方針に定める技術的指針に関する事項に適合するよう計画されていること。

3～9 (略)

(略)

(13) 農地の転用が農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項各号のいずれかに該当する場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）における当該転用に係る農地又は農地若しくは採草放牧地の転用が同法第5条第2項各号のいずれかに該当する場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）における当該転用に係る農地若しくは採草放牧地

(14)～(16) (略)

第2 計画基準

1 (略)

2 マリーナの施設のうち、港湾法第56条の2の2に規定する施設は、港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成19年国土交通省令第15号）に定める技術上の基準に適合するよう計画されていること。ただし、漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条に規定する漁港施設は、同法第6条の2第1項に規定する漁港漁場整備基本方針に定める技術的指針に関する事項に適合するよう計画されていること。

3～9 (略)

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1(4)、(7)及び(13)の改正は、公示の日から施行する。